

誓約書

公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会

会 長 殿

弊社は、公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会に、2号会費会員
(分割) を選択し入会するにあたり、定款第7条に定める入会金を次年度以降10年に分割し支払います。

但し、退会又は除名されたときは、残金を一括で支払うことを誓約いたします。

年 月 日

事務所所在地

商号または名称

代表者氏名

⑩